

昭和59年

● 1984 ●

4月の定例代議員会の会長選挙は4氏が立つ激戦となり、羽田春兔東京都医師会長が花岡会長を小差で破り、第13代会長に就任した。

厚生省が進める医療保険制度改革は、健保法改正案として2月下旬に、国会に提出された。日本医師会は「財政優先、生命軽視の健保法改悪に全面反対」を掲げて、自民党議員によって結成された「21世紀の国民医療を考える会」を通じ、また三師会としての共同行動により、反対運動を展開した。その結果、8月に、健保法改正案を修正させて成立させた。さらに自民党との間で、「医療保険制度の統合一本化」など7項目の合意に達し、三師会と自民党首脳との間で覚書に署名した。

診療報酬は3月に、平均2.8%引き上げられた。しかし、同時に薬価基準が医療費ベースで5.1%引き下げられたため、実質的には2.3%のマイナス改定となった。

● 政府の医療保険改革案まとまる

総選挙で内閣の発足が年末になったため、昭和59年度予算案の編成は昭和59年の新年早々になった。

政府と自民党は1月19日に、田中六助幹事長ら党三役と竹下登蔵相、渡部恒三厚相、後藤田正晴行管庁長官らによる政府・与党首脳会談を開き、医療保険制度改革の骨格を決めた。

被保険者本人の給付率は、8割とするのは昭和61年(1986)度からとして、それまでの間は9割とする。

給食材料費の給付除外は見送る。

一部薬剤の給付除外は、薬剤使用の適正化を前提として、見送る。

高額所得者の適用除外は見送る。ただし、標準報酬の上限の引き上げなどによ

り、保険料負担の適正化を図る。

退職者医療制度の創設、これに伴う国保国庫補助の引き下げ、日雇健保の健保への統合は、原案どおりとする。

という内容であった。

日本医師会は1月20日、日本歯科医師会と連名で、「今回の決定は、総選挙の際の、厚生省案を白紙に戻すとの公約の違反だ」として、「健保制度が創設されて以来60年におよんで守られてきた勤労者の軽負担受診制度が、単なる医療費削減案のために突如として打ち切られることは重大だ」と非難する声明を発表した。

● 全国三師会大会

日本医師会は、日本歯科医師会、日本薬剤師会と共同で2月21日、東京・霞が関の久保講堂で、「国民医療破壊阻止全国三師会大会」

を開いて、「国民と医療団体を無視し、勤労者と低所得者の負担増と受診の抑制，健康障害をもたらす制度の改悪に反対する」との決議を採択した。

● 医療保険改革法案，国会提出

1月25日に，医療保険の制度改革を盛り込んだ昭和59年度政府予算案が閣議決定された。渡部恒三厚相は，同じ日，健保法改正案を社会保障制度審議会（制度審）と社会保険審議会（社保審）に諮問した。

社保審は2月22日，「今回の諮問には中長期の展望が明確でない」と不満を述べて，賛否両論を併記する答申をまとめた。制度審も2月23日，「政府は総合的展望を樹立しないまま推移し，今回の改正にあたって，その点が明らかにされていない」と，不満を表明する答申を出した。

しかし政府は2月24日の閣議で，原案どおり改正案を決定して，25日に国会に提出した。

● 診療報酬2.8%引き上げ

中央社会保険医療協議会（中医協）は1月14日の会合で，公益委員から「平均2.7%の引き上げとし，若干の調整は公益委員に任せてもらいたい」との具体的な案が示された。その後，公益委員と各側との個別折衝が行われて，1月24日の中医協で，渡部恒三厚相から平均2.8%（医科3%）の引き上げが諮問された。

中医協は同日，諮問案どおりの引き上げを答申した。診療報酬引き上げは，薬価基準の引き下げと一緒に，3月1日から実施された。

薬価基準の引き下げ幅は16.6%で，医療費ベースにして5.1%の引き下げ効果があったので，実質的には差し引き2.3%の医療費引き下げである。昭和58年に続いて2回連続のマ

イナス改定となった。この改定では，入院時の診療報酬を，室料や看護料，検査料などをひっくるめて10日間を限度に，1日3万5,000円とする包括化や，入院6か月以上の入院時医学管理料を安くして長期入院の是正を図る逡減制が強められた。

● 第68回定例代議員会

第68回定例代議員会は4月1,2日に，日本医師会館で開かれた。第1日の役員選挙では，会長選挙に4氏が立候補する激戦となり，羽田春免東京都医師会長が，現職の花岡会長を小差で破って初当選した。選挙には，再選を目指す花岡会長のほか，羽田都医師会長，武見路線の継承を掲げる吉川 暉大分市医師会長，それに安井志郎静岡県医師会長が立って激戦となった。

第2日は会務報告と質疑があり，事業計画や予算を可決した。ただし，予算については近い将来に更正手続きをとることが了承された。また，政府の進める医療保険制度改革に反対する決議が採択された。

□ 役員選挙結果

議 長（無投票）

当選 中村道太郎（愛知）

副議長

当選 榊田 桂（神奈川） 156票

次点 草津 幾生（大分） 79票

会 長

当選 羽田 春免（東京） 97票

次点 花岡 堅而（長野） 78票

安井 志郎（静岡） 41票

吉川 暉（大分） 20票

副会長（無投票）（定員2名）

当選 中瀬 郁雄（徳島）





第68回定例代議員会（羽田会長当選）

森田浩一郎(東京)
丸山 正義(埼玉)
瀬尾 撰(兵庫)
村瀬 敏郎(東京)
松石 久義(千葉)

監事(定員3名)

当選	吉田 信(北海道)	149票
	安波 勲(大分)	146票
	谷 信正(奈良)	138票
次点	本多 幸男(富山)	104票



握手を交わす羽田会長(左)と渡部厚相(右)
(4月, 新執行部と厚生省幹部の初顔合わせの席上にて)

山崎 武夫(北海道)

理事(無投票)(定員8名)

当選 川上儀三郎(島根)
浜西寿三郎(兵庫)
城谷 勝明(長崎)
太田 秀夫(福島)
岩崎 正(愛媛)
曾田 徳(新潟)
門倉 好文(埼玉)
河合 達雄(岐阜)

常任理事(無投票)(定員7名)

当選 吉田 清彦(神奈川)
若狭勝太郎(東京)

□決議

政府は昭和59年度予算編成に当たり、臨調を隠れ蓑として財政計画のみを先行させ、被保険者本人の給付率の引き下げを行い、国民に過重な負担の強制を企図している。このときに当たり、我々は正しい国民医療を確保するため、財政優先、生命軽視の健保法改悪を阻止するために、国民とともに全力を尽くすことを決議する。

昭和59年4月2日

第68回日本医師会定例代議員会

●健保法改正審議入り

健保法改正案は4月3日の衆院本会議で渡部厚相による趣旨説明が行われ、4月5日には衆院社会労働委員会で提案理由説明が行われて、4月12日から審議が始まった。

●21世紀の国民医療を考える会

健保法改正案の成立阻止のために、医系議員の働きかけで、自民党議員168人による「21世紀の国民医療を考える会」(箕輪 登座長)が4月24日発足して、「健保法改正案は慎重審議を尽くすべきだ」と申し合わせた。

羽田会長は5月8日、「医療保険改革は、分立する医療保険制度の統合こそ、なすべき第一歩だ」とする医師会声明を発表した。

5月10日には、羽田会長は、山崎数男日本歯科医師会会長、高木敬次郎日本薬剤師会会長と日本医師会館で会談して、「三師会健保法改正案反対対策本部」を設置することを決めて、同日発足させた。日本医師会は、都道府県医師会を通じて、地元選出国會議員に健保法改正反対を働きかけるとともに、「国民医療を考える会」と「三師会対策本部」を通じて、強力な反対運動を展開した。

●第69回臨時代議員会

第69回臨時代議員会は6月27日、日本医師会館で開かれた。羽田会長から「健保法改正案には断固反対の強い決意を持ち、その意図を反映させるべく、「21世紀の国民医療を考える会」とともに三師会の団結を強めて努力を重ねている」と挨拶があり、会務報告のあと質疑が行われた。また、昭和59年度予算の更正予算が可決された。

●健保法改正案を修正

健保法改正案の審議が野党の反対でほとんど進まないため、自民党は5月23日の国会会期末を前に、会期を8月8日まで77日間も大幅延長した。会期延長後の6月28日、自民党は、橋本龍太郎医療基本問題調査会長らが中心になって健保法改正案の修正案をまとめ、野党側に示した。

健保被保険者本人の2割負担の実施時期を、政府案の「61年度から」に固執せず、「国会の議決承認を受ける日まで」か「別に法律で定めるまで」とする。

高額療養費の自己負担限度額を政府案の

月額5万4,000円から、現行の5万1,000円に据え置く。

医療機関が希望する場合には、患者1人当たりの医療費が1,500円以下の場合は患者負担を定額制にし、100円徴収できることにする。

現行制度で、健康保険の55歳以上の退職者は60歳までの間、2年間の任意継続ができるが、2年以上も可能とする特例を設ける。

健保組合が希望すれば、自分のところの被保険者であった退職者に退職者医療ができるという特定健保組合の制度を設ける。

という内容であった。

しかし社会、公明、民社の野党3党は「被保険者本人の定率患者負担導入を撤回しろ」との要求を崩さなかった。

●金丸総務会長と統一本体化合意

国会で健保法改正案の修正協議が進行中の7月2日、羽田会長は、金丸信自民党総務会長と都内のホテルで会談して、医療保険の制度改革には、「医療保険の統一本体化を含めた抜本的な手直しが必要」と合意した。

●健保法改正案の第2次修正案

自民党は7月3日に、第2次修正案を示した。

被保険者本人の2割負担の実施時期を「国会の議決承認を受ける日まで」として事実上棚上げする。

今回の健保法改正の施行後に、医療保険制度全般の検討を進めるなかで、健康保険の家族の外来給付率と国保被保険者の給付率とともに、現行の7割から8割に

引き上げる。

政管健保の事業所でも、被保険者本人の患者負担分を企業側が後で払い戻す付加給付が行えるようにする。

との案が示された。

だが、野党側は「部分的には評価できるが、被保険者本人の2割負担を考え直せ」と拒否した。自民党は、三師会幹部とも再三にわたって会談して意見調整をして、7月10日になって、第1次修正案の「患者の医療費が少額の時は定額とする」仕組みの上限を引き上げて3段階にすることで合意した。

医療費が1,500円以下は100円の患者負担。

医療費が1,501円～2,500円の場合は200円。

医療費が2,501円～3,500円は300円の患者負担を徴収する。

というものである。

自民党と三師会首脳との最終的な合意会談は7月10日に国会内で開かれ、橋本医療基本問題調査会長は「医師会が長年主張してきた医療保険の統合一本化については、自民党が責任を負う。統合の時期については今国会終了直後に決める」と約束した。

● 健保法改正が成立

健保法改正案は7月12日、衆院社労委で、自民党の修正案どおり自民・新自由連合の賛成で、修正可決された。法案は、13日の衆院本会議でも可決されて、参院に送られた。

国会会期が残すところ1か月足らずになっていたため、自民党は参院での再修正に応じて、8月3日に、

高額療養費の家計に与える影響を考えて、支給要件を政令で定めることを法律

に書き込む。

高額療養費が健保組合などから償還されるまでの間、融資する制度を創設する。

との修正案が合意された。

健保法改正案は8月4日の参院社労委で修正可決されて、6日の参院本会議でも可決、さらに7日の衆院本会議で、参院修正どおりに可決されて成立した。改正法は10月1日から実施された。

● 医療金融公庫の統合廃止

臨調の打ち出した特殊法人の整理統合の第1号として、医療金融公庫を廃止して、社会福祉事業振興会と統合することが、1月25日の閣議で決定されて、3月16日に「社会福祉・医療事業団法案」が国会に提出された。法案の審議は7月から始まり、8月8日には参院で可決成立した。施行は昭和60年1月1日からで、その日をもって、医療金融公庫は廃止された。

● 自民党と統合一本化の覚書

羽田会長は8月10日、山崎数男日本歯科医師会会長、高木敬次郎日本薬剤師会会長とともに、東京・永田町の金丸 信自民党総務会長の事務所で、二階堂 進副総裁ら自民党首脳と会談し、「医療保険制度の統合一本化」など7項目合意の覚書に調印した。

覚書は「現在急務となっている医療保険制度等の改革の基本問題について、次の7項目の早期実現が重要であることを了解し、早急に解決を図るよう努力する」として、

医療保険制度の統合一本化を5年後に行う。特に負担の公平と給付の平等を図る。

医学の進歩・医療の向上と医療保険制度

の整合を図る。

プロフェッショナルフリーダムの尊重と
医療の公共性を確認する。

医療保険における技術料の適正な評価を
行う。

労務管理と社会保障の分離を図る。

民間医療機関の経営の安定を図る。

大学における医学研究には十分な公的補
助を行う。

という7項目が書き込まれた。

覚書には、三師会の会長のほか、自民党側
は二階堂 進副総裁，田中六助幹事長，金丸
信総務会長，藤尾正行政調会長の4人が署名
した。

●厚相に統合一本化を確認

健保法成立後の8月末に就任した吉村 仁厚
生事務次官は、9月26日の記者会見で、「全
保険制度を一本にするというのなら乱暴な構
想ではないか。全国一本というのは5年くら
いでは難しい」と、統合一本化構想を批判し
た。「一元化はやる。一元化とは全国民を通
じ、給付と負担が統一されることと定義して
いる。昭和65年以降にやる線が進む」とも述
べた。

このため日本医師会は、自民党に公約実現
のため厚生省を説得するよう迫った。自民党
の金丸総務会長は10月5日、事務所に、厚生
省の渡部恒三厚相，幸田正孝保険局長と，診
療側の羽田春兔会長ら三師会会長の双方を招
き，厚生省側に覚書実現のための努力を要請
した。渡部厚相は「党あっての政府なので，
自民党と相談しながら，覚書の方向で努力し
たい」と覚書を尊重する姿勢を示した。

●第70回臨時代議員会

第70回臨時代議員会は10月24日，日本医
師会館で開かれた。羽田会長が，挨拶のなか
で，健保法改正の成立までのいきさつと自民
党との医療保険制度統合一本化合意覚書につ
いて述べたあと，会務報告と質疑があり，昭
和58年度決算を承認した。

●医療法改正がまた継続審議に

政府は3月27日，再び医療法改正案を国会
に提出したが，8月8日の国会会期切れでまた
継続審議となった。

日本医師会は，羽田会長が4月の代議員会
での就任あいさつで，「医療法改正案は医療
の官僚統制につながる」と反対を表明し，反
対運動を展開した。

●中医協で診療報酬引き上げ審議

中医協では8月27日に，新しく設けられる
特定療養費制度の対象として，病室の差額と
歯科の金合金，白金合金の使用の2種類を認
めるとの答申を出したあと，日本医師会はじめ
診療側から診療報酬引き上げについての審
議に取り組んでほしいとの要望が出され，渡
部厚相から「近いうちに審議をお願いする」と
の発言があった。

12月6日の中医協で，日本医師会，日本歯
科医師会，日本薬剤師会の委員がそれぞれ，
診療報酬改定のための検討事項や要望事項を
文書で説明し，日本医師会推薦委員は医科で
10.9%の引き上げが必要であると述べた。

12月24日の中医協で，公益委員から，「診
療報酬の引き上げ幅は3.3%程度。60年3月
実施」との案が示されて，具体的な協議に入
った。